

承認第 1 号

長久手市税条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、長久手市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したから同条第 3 項の規定により報告し、これについて承認を求める。

令和 7 年 5 月 8 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この専決処分は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行による地方税法の一部改正に伴い、長久手市税条例の一部を改正するため必要があったからである。



専決第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、
次のとおり専決処分をする。

令和 7 年 3 月 31 日

長久手市長 佐藤有美

専決処分の日 令和 7 年 3 月 31 日

専決処分の内容 長久手市税条例の一部を改正する条例

長久手市条例第 20 号

長久手市税条例の一部を改正する条例

長久手市税条例（昭和 37 年長久手市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（種別割の税率） 第 82 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が 0.05 リットル以下のもの又は定格出力が 0.6 キロワット以下のもの（<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000 円 イ 2 輪のもので、総排気量が 0.05 リットルを超え、0.09 リットル以下のもの（<u>ウに掲げるものを除く。</u>）又は定格出力が 0.6 キロワットを超え、0.8 キロワット以下のもの 年額 2,000 円 ウ <u>2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの</u> 年額 2,000 円	（種別割の税率） 第 82 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が 0.05 リットル以下のもの又は定格出力が 0.6 キロワット以下のもの（<u>エ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000 円 イ 2 輪のもので、総排気量が 0.05 リットルを超え、0.09 リットル以下のもの<u>又は</u> _____ 定格出力が 0.6 キロワットを超え、0.8 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

エ 2輪のもので、総排気量が 0.09リットルを超えるもの <u>(ウに掲げるものを除く。)</u>又 は定格出力が0.8キロワット を超えるもの 年額 2,40 0円 オ (略) (2)及び(3) (略) (種別割の減免) 第89条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減 免を受けようとする者は、納期限ま でに、当該軽自動車等について減免 を受けようとする税額及び次の各 号に掲げる事項を記載した申請書 に減免を必要とする事由を証明す る書類を添付し、これを市長に提出 しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出 力<u>(第82条第1号ウに掲げる原 動機付自転車にあつては、原動機 の総排気量及び最高出力)</u> (6)～(8) (略) 3 (略) (身体障害者等に対する種別割の 減免) 第90条 (略) 2 前項第1号の規定によって種別	ウ 2輪のもので、総排気量が 0.09リットルを超えるもの 又は __定格出力が0.8キロワット を超えるもの 年額 2,40 0円 エ (略) (2)及び(3) (略) (種別割の減免) 第89条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減 免を受けようとする者は、納期限ま でに、当該軽自動車等について減免 を受けようとする税額及び次の各 号に掲げる事項を記載した申請書 に減免を必要とする事由を証明す る書類を添付し、これを市長に提出 しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出 力_____ _____ _____ (6)～(8) (略) 3 (略) (身体障害者等に対する種別割の 減免) 第90条 (略) 2 前項第1号の規定によって種別
---	--

割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第

割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は
身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示

<u>2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 9 5 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</u> (1)～(4) (略) (5) <u>運転免許証又は道路交通法第 9 5 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件</u> (6) (略) <u>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u> <u>4</u> (略) <u>5</u> (略)	_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) <u>運転免許証の番号、交付年月日及び</u> _____ _____ _____有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件 (6) (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略)
---	--

附 則 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 (略) 2 ～ 2 2 (略) 2 3 <u>法附則第 15 条第 3 6 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u> 2 4 <u>法附則第 15 条第 3 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</u> 2 5 <u>法附則第 15 条第 4 0 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。</u> 2 6 <u>法附則第 15 条第 4 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</u> 2 7 及び 2 8 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 10 条の 3 (略) 2 ～ 1 2 (略) 1 3 <u>市長は、法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律</u>	附 則 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 (略) 2 ～ 2 2 (略) 2 3 <u>法附則第 15 条第 3 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u> 2 4 <u>法附則第 15 条第 3 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</u> 2 5 <u>法附則第 15 条第 4 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。</u> 2 6 <u>法附則第 15 条第 4 2 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</u> 2 7 及び 2 8 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 10 条の 3 (略) 2 ～ 1 2 (略)
---	---

<u>(平成12年法律第149号)第5</u> <u>条の2第1項に規定する管理組合</u> <u>の管理者等から法附則第15条の</u> <u>9の3第2項に規定する期間内に</u> <u>施行規則附則第7条第17項各号</u> <u>に掲げる書類の提出がされ、かつ、</u> <u>当該特定マンションが法附則第1</u> <u>5条の9の3第1項に規定する要</u> <u>件に該当すると認められるときは、</u> <u>前項の規定にかかわらず、同条第1</u> <u>項の規定を適用することができる。</u>	
<u>14</u> (略)	<u>13</u> (略)
<u>15</u> (略)	<u>14</u> (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の長久手市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 この条例による改正後の長久手市税条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

専決処分の概要

1 改正の趣旨

この条例は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行による地方税法の一部改正に伴い、長久手市税条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 地方税法の一部改正に伴い、適正に市税を賦課することを目的としています。

2 改正の内容

- (1) 軽自動車税の車両区分について規定すること。(第82条関係)
- (2) 大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について規定すること。(附則第10条の3関係)
- (3) 所要の規定の整理を行うこと。

3 今後の影響

特にありません。

4 附則について

- (1) この条例は、令和7年4月1日から施行するものとします。
- (2) 附則第2条に固定資産税に関する経過措置を規定するものとします。
- (3) 附則第3条に軽自動車税に関する経過措置を規定するものとします。